

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立墓園条例施行規則（昭和41年 3 月規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（墓域） 第 2 条 墓園は、次に掲げる区域（以下「墓域」という。）に区分する。 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6) 期限付墓域 条例第 3 条第 4 号に規定する期限付墓地（以下「期限付墓地」という。）が設置された区域をいう。</u> <u>(7)</u> 〔略〕 2 〔略〕 （使用許可の申請） 第 4 条 条例第 4 条第 1 項の使用許可	（墓域） 第 2 条 墓園は、次に掲げる区域（以下「墓域」という。）に区分する。 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6)</u> 〔略〕 2 〔略〕 （使用許可の申請） 第 4 条 条例第 4 条第 1 項の使用許可

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

[略]	[略]	[略]
5 合葬式 墓地	[略]	[略]
6 期限付 墓地	火葬許可証 又は改葬許可証、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類	様式第3号の2による墓園施設使用許可申請書
7 附属施設	[略]	[略]

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第4項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 期限付墓域 次に定めるところ

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

[略]	[略]	[略]
5 合葬式 墓地	[略]	[略]
6 附属施設	[略]	[略]

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第3項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(5) [略]

によること。

ア 使用許可後、速やかに台石等
を設けること。

イ 墳墓の造営は、次によること。

(ア) 使用場所に囲障その他の設
備を設け、又は地下葬孔の原状
を変更しないこと。

(イ) 使用場所には、墓碑、花立及
び線香台以外の設備類を設置し
ないこと。

(ウ) 台石及び蓋石の据付面積及
び厚さは、別表第 1 に定める基
準によること。

(エ) 台石の背部と背割線とは並
行とし、かつ、間隔は10センチメ
ートルとすること。

(オ) 台石及び蓋石上に設ける墓
碑等の設備は、台石の背部と並
行し、台石及び蓋石の周囲から
5センチメートルの間隔を置いて
設け、高さは60センチメート
ル以内とすること。

(7) [略]

2 ～ 4 [略]

(使用料の減免)

第10条 市長は、条例第 7 条の規定に
より、公益上特に必要があると認め

(6) [略]

2 ～ 4 [略]

(使用料の減免)

第10条 市長は、条例第 7 条の規定に
より、公益上特に必要があると認め

るときは、当初使用料のうち必要と認める額の減額又は免除（次に掲げる者にあつては、当該各号に定めるところによる減額）をすることができる。

(1) 条例第4条第2項第5号エに該当する者であつて墓園施設又は附属施設を返還する者 合葬施設の使用料の5割相当額の減額

(2) 使用許可を受けて墓園施設又は附属施設に埋葬、埋蔵又は収蔵をしている焼骨等を期限付墓地に改葬しようとする者（使用者の死亡等により使用者に代わって改葬しようとする者を含む。）であつて墓園施設又は附属施設を返還する者
期限付墓地の区画の埋蔵する焼骨1体につきかかる使用料の5割相当額の減額

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号のいずれかに掲げる扶助（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の規定に準じた扶助を含む。）を受けている者 合葬施設の使用料及び期限付墓地の区画の埋蔵する焼骨1体につきかかる使用料の5割相当額の減額

るときは、当初使用料のうち必要と認める額の減額又は免除（次に掲げる者にあつては、合葬施設の使用料の5割相当額の減額）をすることができる。

(1) 条例第4条第2項第5号エに該当する者であつて墓園施設又は附属施設を返還する者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号のいずれかに掲げる扶助（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の規定に準じた扶助を含む。）を受けている者

(4) 別表第2に定める鴨越墓園の墓
石が備え付けられている墓地の区
画又は鴨越墓園、舞子墓園、迫谷墓
園若しくは西神墓園の墓石が備え
付けられていない墓地の区画にお
いて貸付の募集開始から3年以上
連続して応募のなかった区画を使
用する者（次号に該当する者を除
く。） 当初使用料の1割相当額の
減額

(5) 別表第2に定める鴨越墓園の墓
石が備え付けられている墓地の区
画又は鴨越墓園、舞子墓園、迫谷墓
園若しくは西神墓園の墓石が備え
付けられていない墓地の区画にお
いて貸付の募集開始から4年以上
連続して応募のなかった区画を使
用する者 当初使用料の2割相当
額の減額

2、3 [略]

(使用権の承継)

第13条 死亡その他の理由により墓園
施設及び附属施設の使用権を承継し
ようとするときは、その者に代わっ
て墓園施設及び附属施設を管理する
者が、承継原因を証する書類を添え
て、様式第11号による墓園施設・附属
施設使用権承継申請書を提出し、市

2、3 [略]

(使用権の承継)

第13条 死亡その他の理由により墓園
施設及び附属施設の使用権を承継し
ようとするときは、その者に代わっ
て祭祀を主宰する者が、承継原因を
証する書類を添えて、様式第11号に
よる墓園施設・附属施設使用権承継
申請書を提出し、市長の許可を受け

長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、使用者の親族又は市長が正当な理由があると認める者に限り行うものとする。

別表第 1 （第 5 条関係）

(1) 芝生墓域における墳墓の台石及び蓋石の寸法 [略]

(2) 期限付墓地における墳墓の台石及び蓋石の寸法

使用面 積	台石		蓋石	
	据付面	厚さ	据付面	厚さ
	積		積	
1.6 平方メートル	60センチメートル×50センチメートル	15センチメートル以内	60センチメートル×30センチメートル	15センチメートル以内

別表第 2 （第 8 条関係）

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

墓園 の名称	種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]	[略]
鶴越墓園	合葬施設 個別安置	—	1 体につき 100,000

なければならない。

- 2 前項の許可は、使用者の親族又は市長が正当な理由があると認める縁故者に限り行うものとする。

別表第 1 （第 5 条関係）

芝生墓域における墳墓の台石及び蓋石の寸法 [略]

別表第 2 （第 8 条関係）

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

墓園 の名称	種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]	[略]
鶴越墓園	合葬施設 個別安置	—	1 体につき 100,000

	式		円
	墓地	個別安置施設について条例第4条第4項第2号の延長に係る使用許可を受けた場合の当該延長の期間に係るもの	— 1体につき 50,000円
		合葬施設	— 1体につき 50,000円
		記名板	— 1体につき 30,000円
	期限付墓地の区画	1.6平方メートル	1箇所につき 300,000円 埋蔵する焼骨1体につき 50,000円
イ [略]			
(2) [略]			

	式		円
	墓地	個別安置施設について条例第4条第4項第2号の延長に係る使用許可を受けた場合の当該延長の期間に係るもの	— 1体につき 50,000円
		合葬施設	— 1体につき 50,000円
		記名板	— 1体につき 30,000円
イ [略]			
(2) [略]			

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号の 2 （第 4 条関係）

墓 園 施 設 使 用 許 可 申 請 書 (期限付墓地)

神 戸 市 長 宛

神戸市立墓園条例(昭和 41 年 3 月条例第 45 号)第 4 条の規定により、墓園施設 (期限付墓地) を使用したいので、申請します。

(申 請 者)

年 月 日

〒 -

本 籍
住 所
フリガナ 姓 名
氏 名 姓 名
生年月日 年 月 日
電 話
携帯電話

印

墓園名称	轄 越	墓域・区・号	期限付墓地	1 区	号	面 積	1.60 m ²
埋蔵体数	体	・被埋蔵者 1 人につき 50,000 円を加算すること、使用許可期間満了後は神戸市が合葬施設へ改葬を行うことを承知しています。 ・別添の継続用紙に被埋蔵者を記載しています。					
添付書類	・住民票の写し(本籍地記載のあるもの(マイナンバーの記載は省略)) ・印鑑登録証明書 ・火葬許可証または改葬許可証 ・戸籍謄本 ・誓約書						
申請の理由	☐ 新規 ☐ 再貸付 ☐ 埋蔵者の追加 ☐ その他()						

様式第 5 号及び様式第 6 号中

「氏名 ㊞ 電話 」を

「氏名 電話 」に改める。

様式第 7 号、様式第 8 号及び様式第 10 号中

「氏名 ㊞」を

「氏名 」に改める。

様式第 9 号中

「使用者 ㊞

(届出者) 」を

「使用者

(届出者) 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和 3 年 3 月規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）

規則名	条項又は 様式番号
母子及び父子並びに寡婦 福祉法施行細則（昭和40 年5月規則第31号）	〔略〕
〔略〕	〔略〕

規則名	条項又は 様式番号
母子及び父子並びに寡婦 福祉法施行細則（昭和40 年5月規則第31号）	〔略〕
神戸市立墓園条例施行規 則（昭和41年3月規則第 114号）	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
〔略〕	〔略〕